



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 金沢市緑化の森フェス



KAWASAKI
SDGs
川崎市環境局環境対策部 (SDGs) 推進課



資料 1

大気や水などの環境保全部会(第2回)

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

1. 川崎市の現状と課題（地域課題）

2. 今回の審議のねらい

3. 今後の見直しの方向性（全体）

4. 各制度の見直しの考え方

5. 答申案の骨子

6. 今後のスケジュール

1. 大気・水環境計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

めざす姿

だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現

将来の環境の姿

市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている

河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている

化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政の全ての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていく必要があります。そのため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現**をめざします。

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ◇ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている
- ◇ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ◇ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を達成するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・化学物質に市民実感も含めた、それぞれの項目について、きれいさや環境リスクの低減等に係る望ましい状態を示した上で、各項目の望ましい状態の実現に向けて取り組んでいくことが必要となります。

そのため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに目標を整理した上で各目標に成果指標を設定し、毎年達成状況を評価していくことで、目標の達成に向けた進行管理を行っていきます。

1. 大気・水環境計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

基本施策（主な取組）

基本施策Ⅰ 安全で良好な環境を保全する【基盤となる取組】

1 大気や水などの環境保全

- 大気・水環境に係る事業所等の監視・指導、モニタリングの実施（立入調査、許可申請・届出など）
- 苦情相談及び緊急時等のへの対応
- 大気や水などの生活環境保全に係る取組（水処理センターの高度処理化、河川改修等）

規制行政

基本施策Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る【新たな視点による取組】（●リーディングプロジェクトより）

1 環境配慮意識の向上

- 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上
- 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進（出前授業の推進）

2 多様な主体との協働・連携

- 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進
- 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出

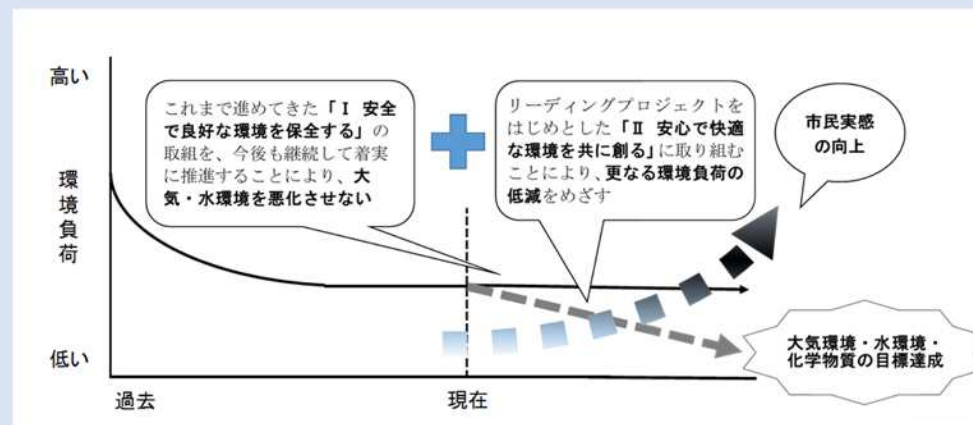
3 事業者の自主的な取組の促進

➤ 工場・事業場の自主的な取組を促進する取組

- 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組
- 揮発性有機化合物（VOC）等排出削減に向けた取組の推進

4 環境影響の未然防止

- 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進
- 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進



更なる環境負荷の低減や市民実感の向上をめざすイメージ図

1. 大気・水環境計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

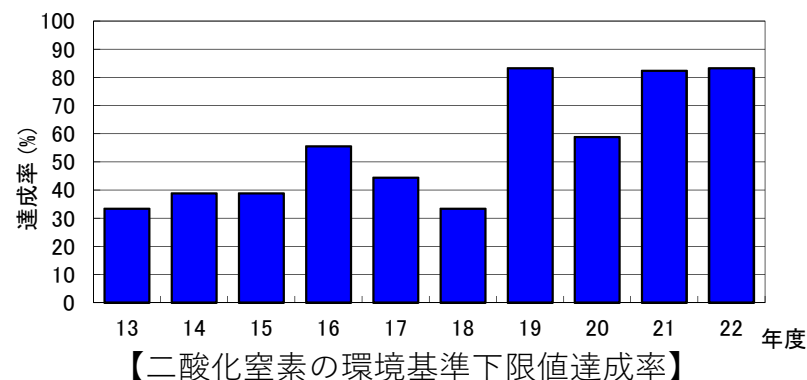
目標の達成状況

ア 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局の割合

〔基準値*₁ R2（2020）年度：58.8％〕

〔めざす方向〕 R12（2030）年度 77.8％

- 令和4（2022）年度は全18局中15局で環境基準下限値（0.04ppm）を達成（83.3％達成）し、令和3（2021）年度と比較してわずかに増加

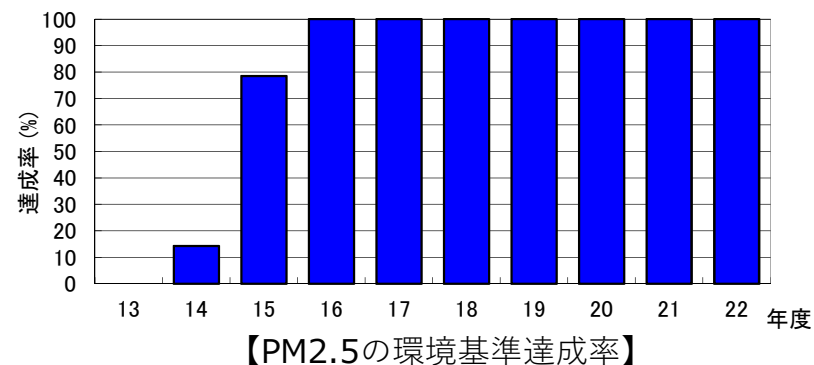


イ PM2.5の環境基準を達成した測定局の割合

〔基準値*₁ R2（2020）年度：100％〕

〔めざす方向〕 R12（2030）年度 100％

- 令和4（2022）年度は、全17局で環境基準を達成しました。



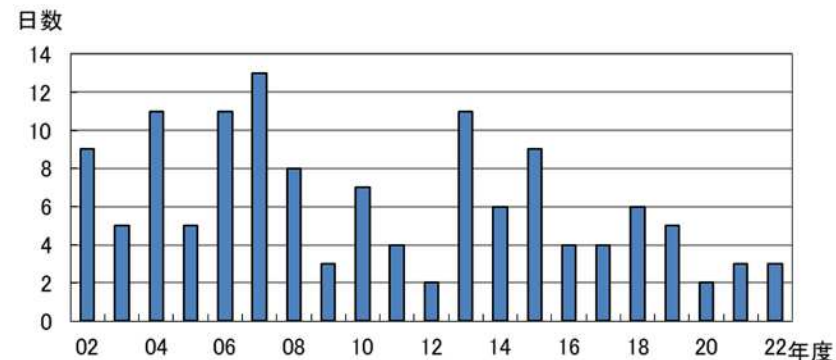
※1 大気・水環境計画(令和4年3月)策定当時の現状値を掲載

1. 大気・水環境計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

ウ 光化学スモッグ注意報の発令日数

〔基準値※₁（R2（2020））：2日〕
〔めざす方向〕R12（2030）年度 0日

- 光化学オキシダントが高濃度になって発生する光化学スモッグ注意報は、令和4（2022）年度では3日発令され、令和3（2021）年度と増減はなし

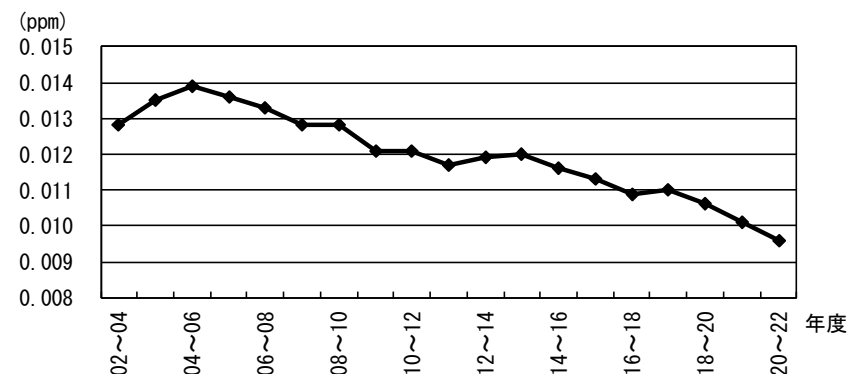


【市内の光化学スモッグ注意報の発令日数の推移】

エ 光化学オキシダント環境改善評価指標値

〔基準値※₁（R2（2020））：0.0106 ppm※₂〕
〔めざす方向〕R12（2030）年度 0.0103 ppm※₂

- 光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標値である光化学オキシダント環境改善評価指標値（過去3年間の平均値）は、令和4（2022）年度では0.0096ppmで、令和3（2021）年度と比較して低減



【光化学オキシダント環境改善評価指標値の経年推移】

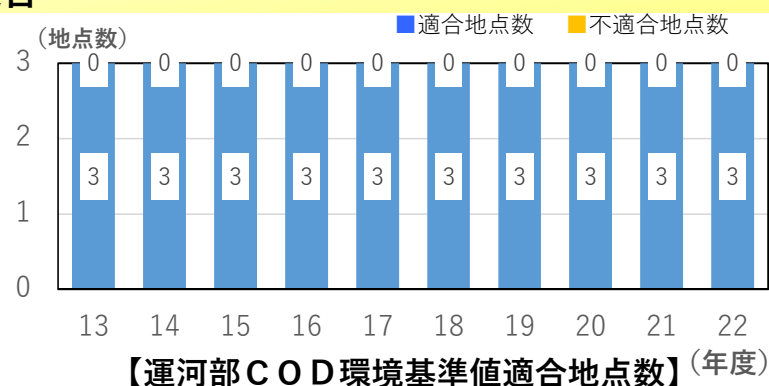
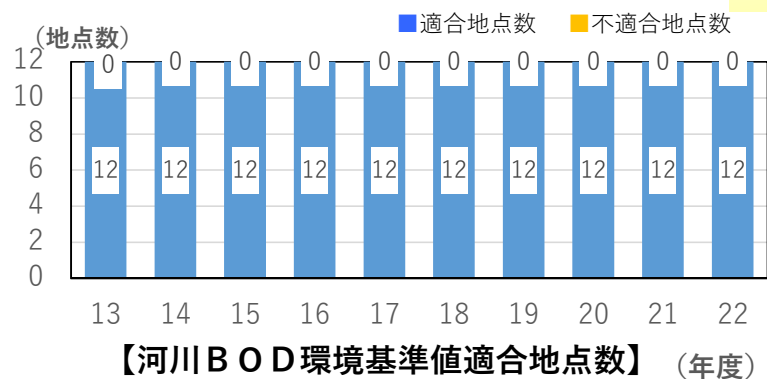
※1 大気・水環境計画(令和4年3月)策定当時の現状値を掲載 ※2 過去3年間の平均値

1. 大気・水環境計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

オ 河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値の適合地点の割合

〔基準値※1 R2（2020）年度：100 %〕
〔めざす方向〕 R12（2030）年度 100 %

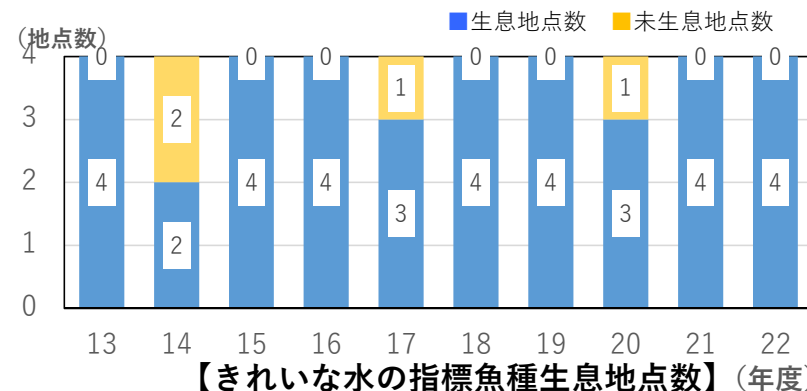
➤ 令和4（2022）年度の河川のBODについて、12地点全てで環境基準値に適合しました。また、運河部のCODについても3地点全てで環境基準値に適合



カ 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合

〔基準値※1 R2（2020）年度：75 %〕
〔めざす方向〕 R12（2030）年度 100 %

➤ 令和4（2022）年度は、4地点全てで「きれいな水」の指標魚種の生息を確認



※1 大気・水環境計画(令和4年3月)策定当時の現状値を掲載

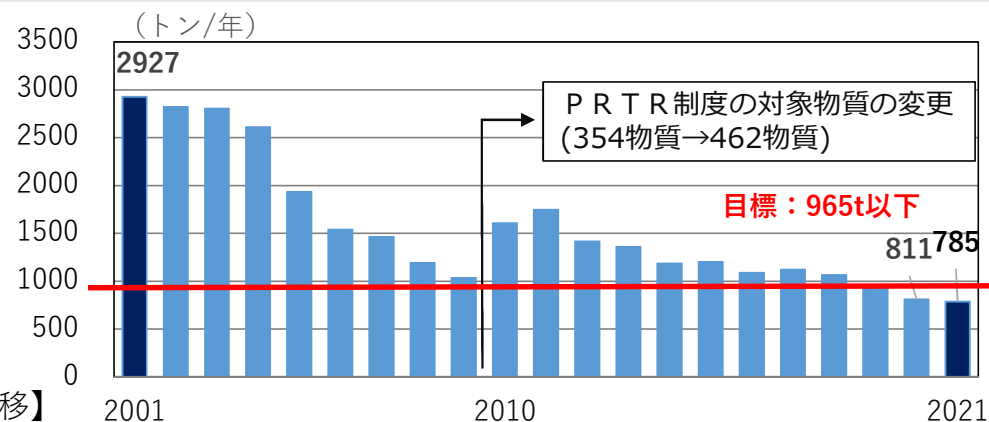
1. 大気・水環境計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）

キ PRTR対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

〔基準値※₁ R1（2019）年度：965 t〕
〔めざす方向〕令和11（2029）年度 965 t以下

- 令和3（2021）年度にPRTR対象事業所から排出された第一種指定化学物質の総排出量は785tで、令和2（2020）年度と比較して、約26t減少

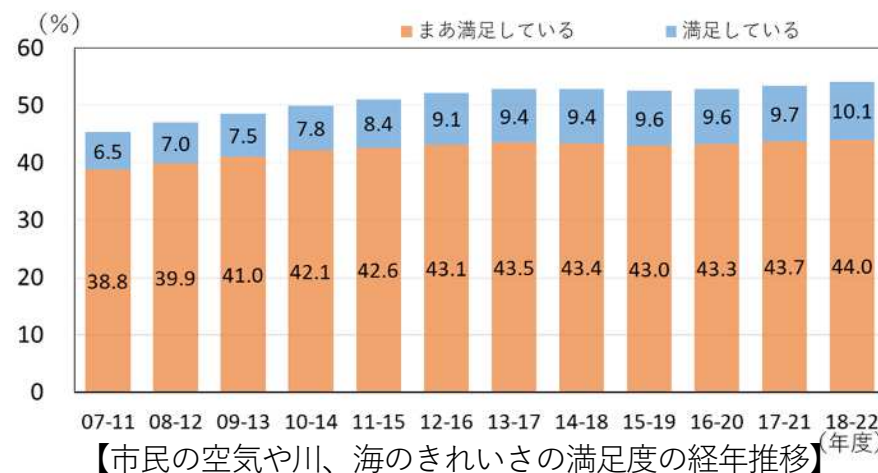
【PRTR対象物質の総排出量の推移】



ク 市内の空気や川、海のきれいさの満足度(かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」)

〔基準値※₁ H28～R2（2016～2020）年度：52.9 %※₂〕
〔めざす方向〕令和8～12（2026～2030）年度 55.0 %※₂

- 平成30～令和4（2018～2022）年度の市内の空気や川、海のきれいさの満足度（過去5年間の平均値）は54.1%が「満足している」「まあ満足している」と回答し、平成29～令和3（2017～2021）年度と比較して、わずかに増加

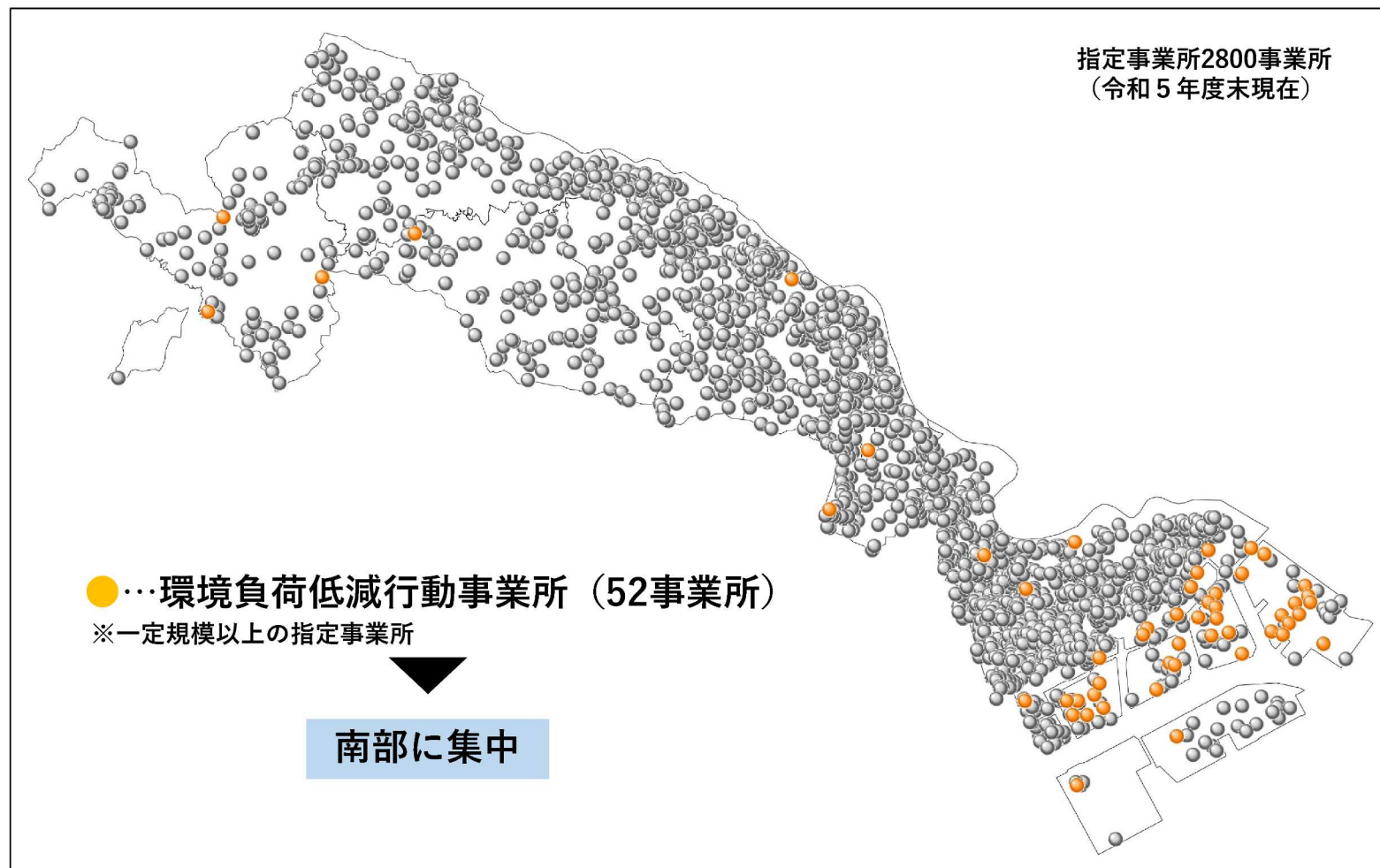


【市民の空気や川、海のきれいさの満足度の経年推移】

*1 大気・水環境計画(令和4年3月)策定当時の現状値を掲載
*2 「満足している」「まあ満足している」の合計の過去5年間の平均値

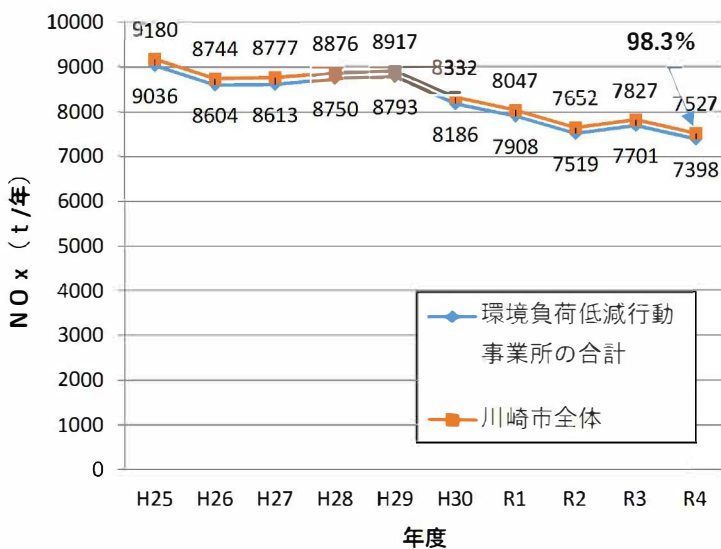
2. 環境負荷の状況について

市内の指定事業所

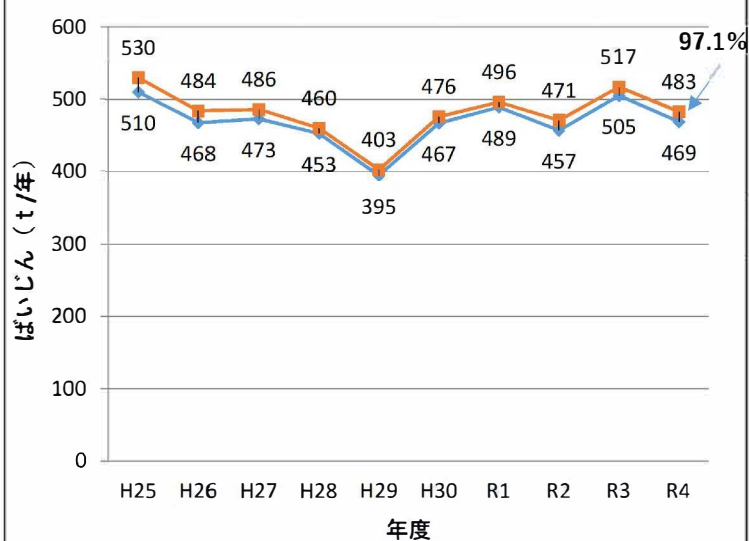


2. 環境負荷の状況について（大気）

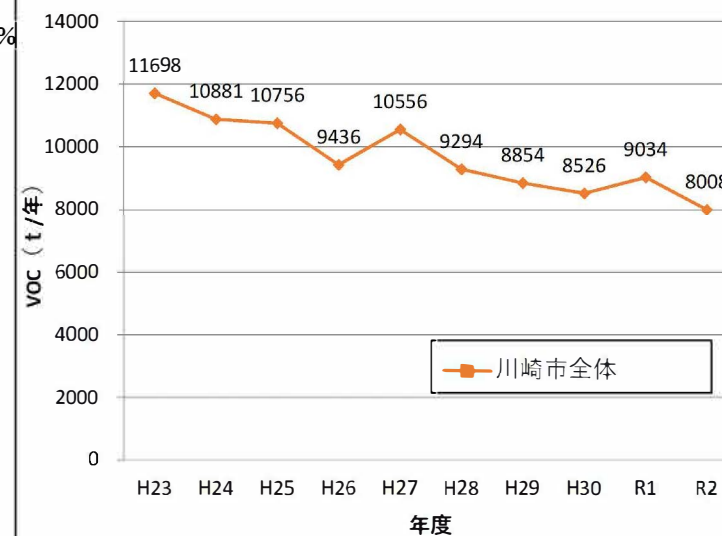
窒素酸化物（NO_x）の年間排出量



ばいじんの年間排出量



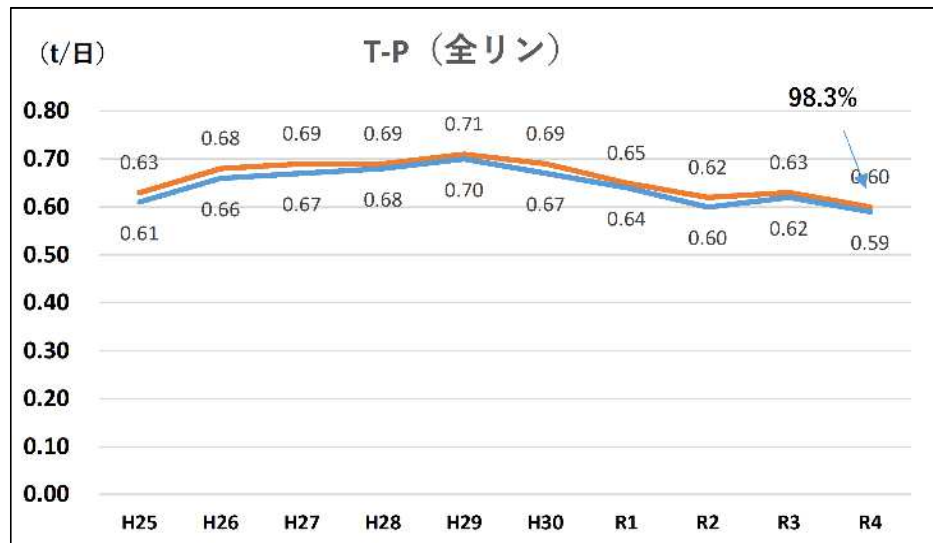
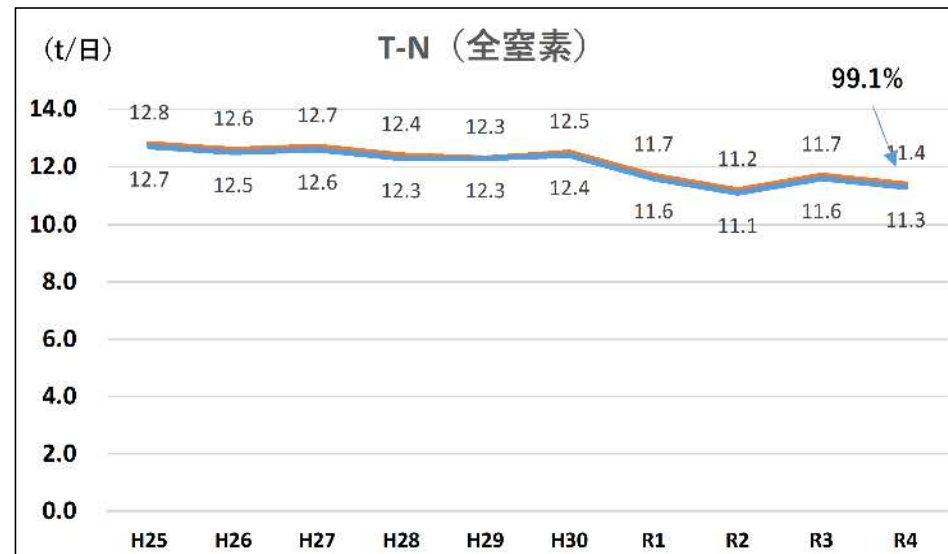
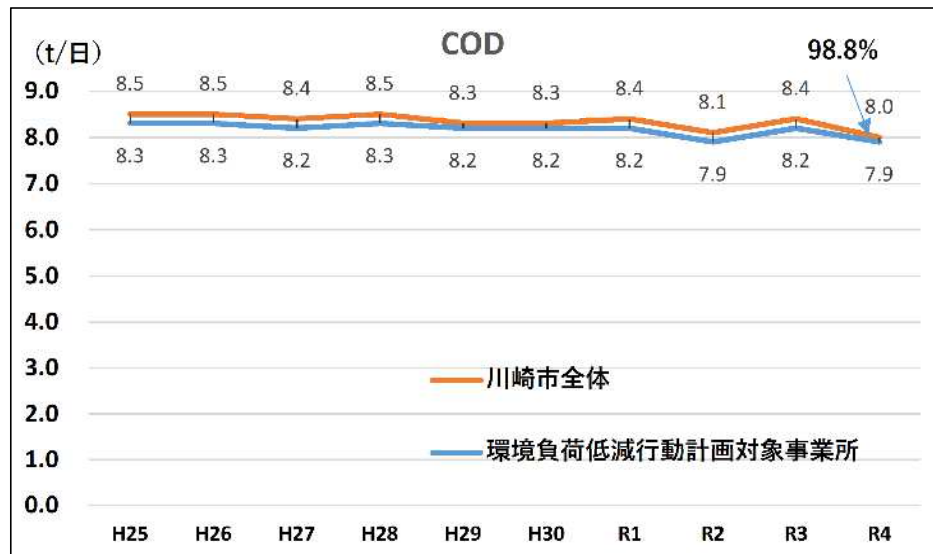
(参考) VOCの年間排出量（推計値）



- NO_x・ばいじんの量については、環境負荷低減行動事業所の合計が、直近で市全体の97%以上を占めている
- 中小事業所の排出量は少ない
- VOCの年間排出量は、減少傾向にある

※九都県市揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリの推計排出量（移動発生源由来を除く）のデータをもとに作成

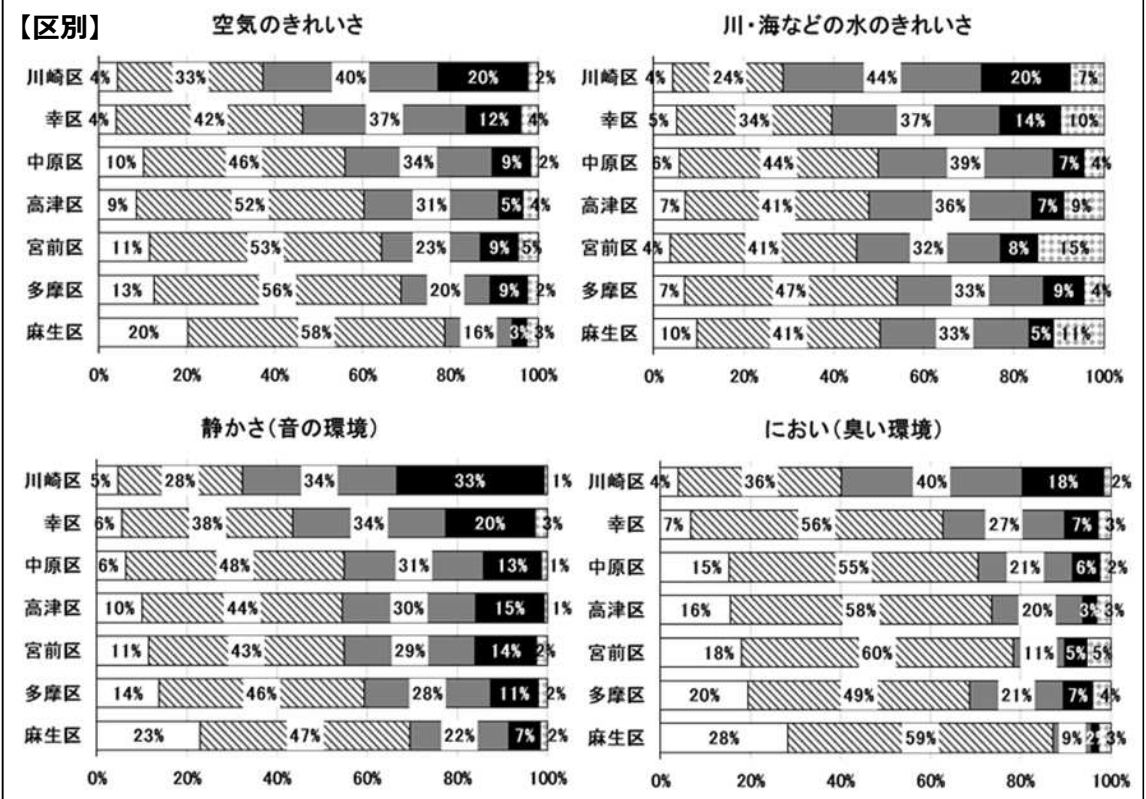
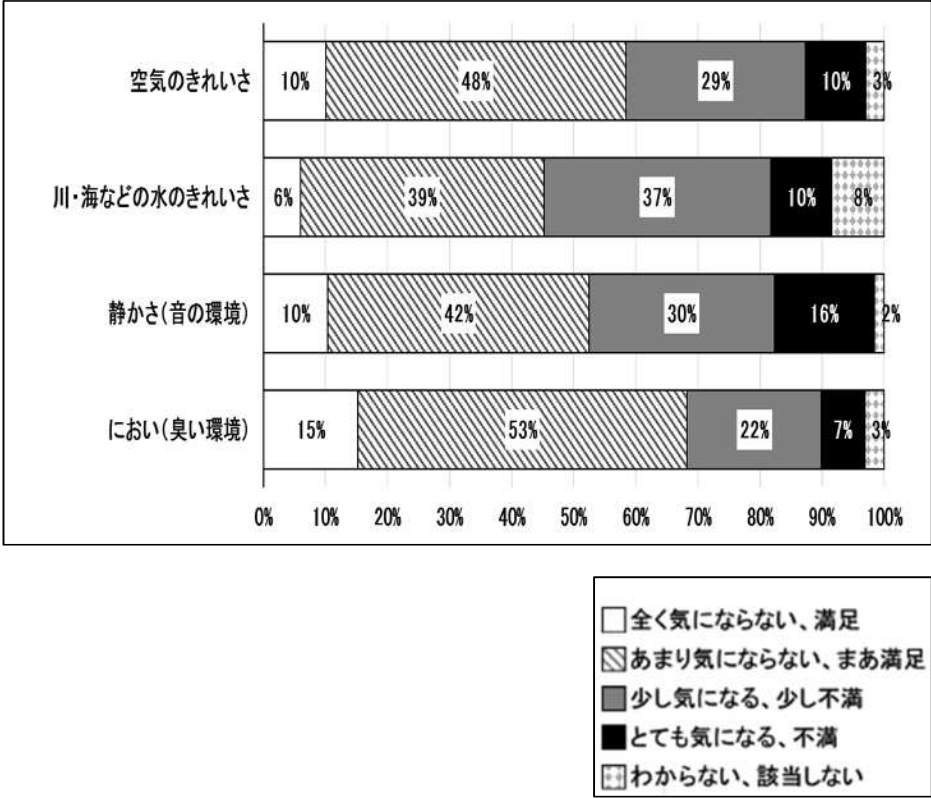
2. 環境負荷の状況について（水）



- COD、T-N及びT-Pについては、環境負荷低減行動事業所の合計が、直近で市全体の98%以上を占めている
- 中小事業所の排出量は少ない

3. 地域ごとの市民の満足度について

地域別の満足度の傾向



出典：「大気、水などの環境に関するアンケート（令和元（2019）年度調査）」

- 自宅周辺の「空気のきれいさ」「静かさ」「におい」については、4割が満足していない
- 「川・海などの水のきれいさ」は5割以上が満足していない

【参考】川の様子

初山水路→

二ヶ領本川（上流）



二ヶ領用水（上流）



➤ 川が汚れていると、市民の満足度の低下につながる

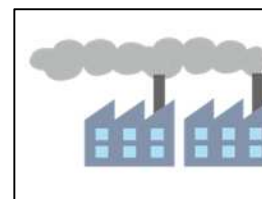
【参考】苦情・事故について

水質事故



大気・悪臭

・近くの事業所で、ショベルカーで作業しており、粉じんが飛んでくる



・隣の事業所のダクト付近が若干臭い
・勤め先周辺で原因不明の臭気がする

騒音

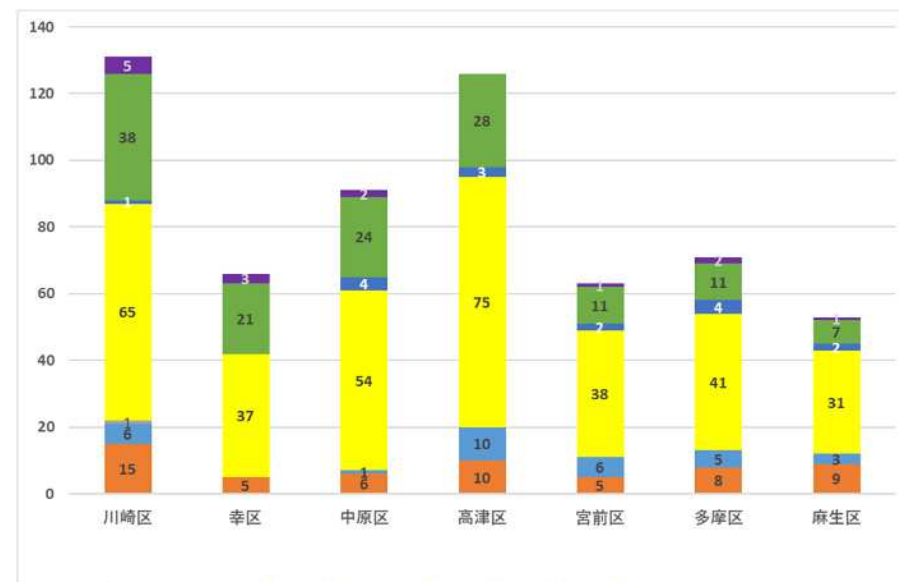
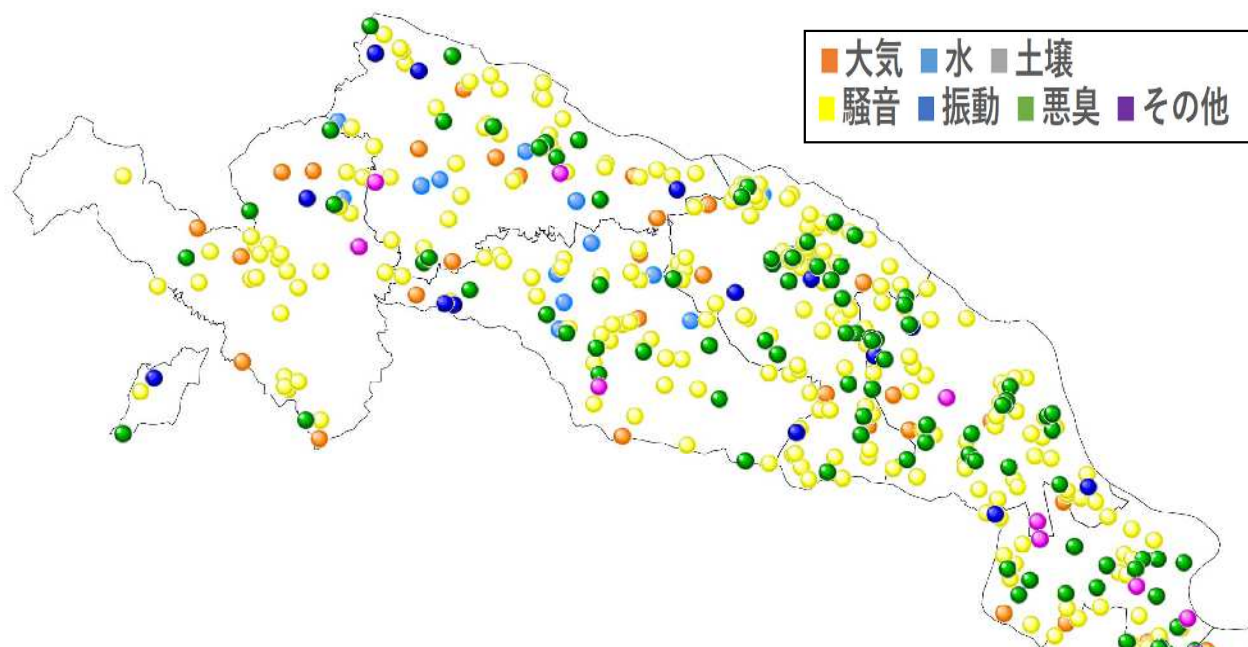
・事業所の室外機がうるさい
・建物内に工場のようなものがあり、日中壁を叩いているような音がする



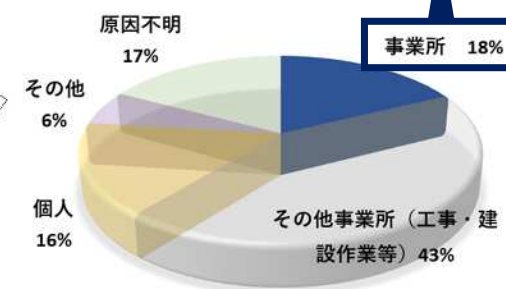
➤ 生活環境の身近で起きる苦情・事故は、市民の満足度の低下にもつながる

【参考】 苦情・事故について

事業所が原因の苦情・事故（過去5年間：H31～R5）

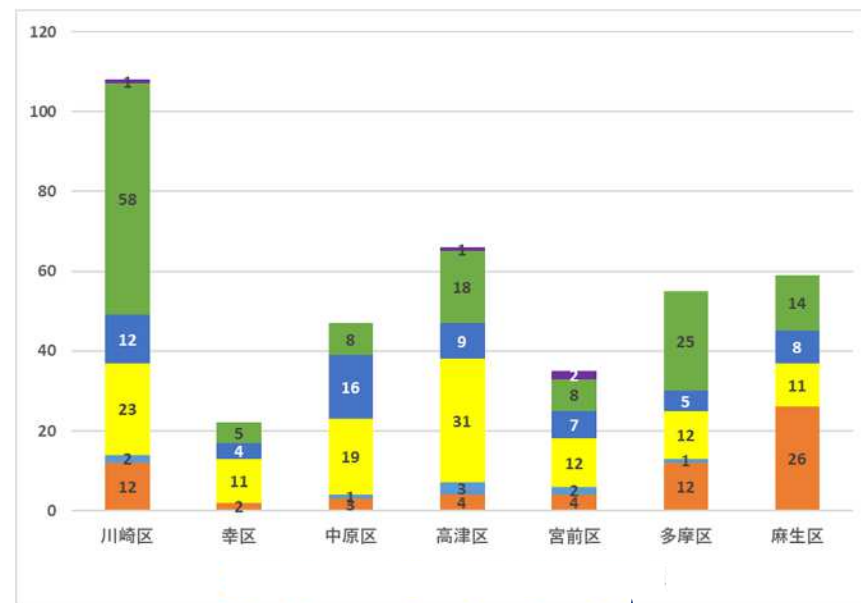
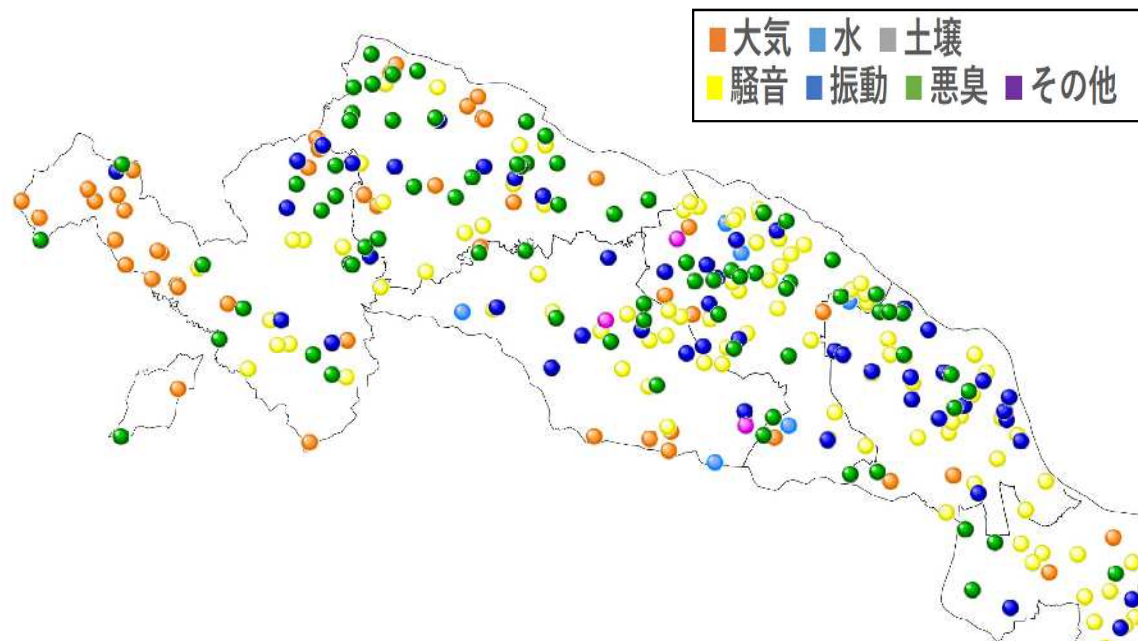


- 事業所（指定事業所を含む）が原因の苦情・事故は、市内全域で起こっている

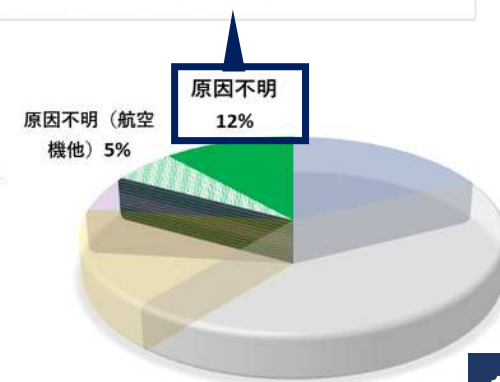


【参考】 苦情・事故について

原因不明の苦情・事故（過去5年間：H31～R5）



- 原因不明の苦情・事故は、市内全域で起こっており、**指定事業所も含まれている可能性あり**



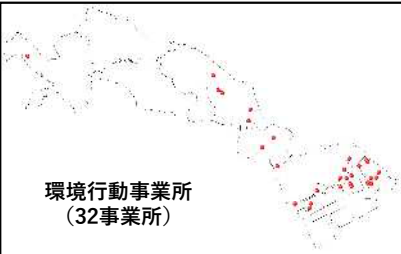
4. 今回の見直しの基本的な考え方

事業者の自主的取組（今回の制度改正イメージ）

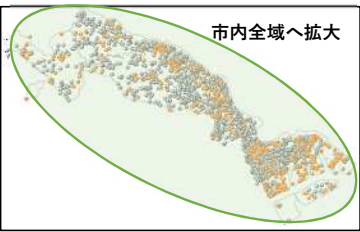
- 環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所の増加
【環境行動事業所制度・環境負荷低減行動計画制度の見直し】



認定要件の見直しによる
中小事業所への対象拡大
環境保全に係る**自主管理**
ができる事業所が**増加**



- 事業者の自主的取組を通じた環境配慮意識の浸透
【環境配慮書制度の見直し】



設置・変更許可申請時の様式と
して環境配慮概要書を設定
環境配慮に取り組む事業所が
市内全域へ拡大

市民の環境配慮意識向上に向けた取組（NbSを活用）

- 【事例1】スナイプバレー合同会社との共同研究



東扇島東公園人工海浜で、生物とプラスチックごみの潜水調査を実施して、結果をイベントや出前講座等を通じて市民に周知

- 【事例2】大学対校！ゴミ拾い甲子園in川崎市



ゴミ拾い甲子園に参加し
ごみの分類調査を実施

自然環境フィールドを
活用した**環境配慮意識**
向上の取組

「事業者」と「市民」が両輪となり環境配慮の取組を推進

生活環境（大気・水環境）の保全

市民実感（満足度）の向上



5. 課題について

これまでの取組により大気・水環境は大幅に改善するも・・・

- ✓一部の項目で環境基準は非達成
- ✓市民の生活環境への満足度は増加してきているが、まだ高いとはいえない
- ✓既存の制度では、主に大規模事業所(南部に集中)が対象となっており、市内全域での環境配慮の取組が充分とはいえない

市内全域で市民や事業者など多様な主体との連携により、更なる環境改善の取組を推進する必要がある

今回は事業者の自主的取組の推進について制度の見直しを行う

1. 川崎市の現状と課題（地域課題）

2. 今回の審議のねらい

3. 今後の見直しの方向性（全体）

4. 各制度の見直しの考え方

5. 答申案の骨子

6. 今後のスケジュール

1. 今回の審議のねらい

環境配慮への更なる意識向上のため、事業者の自主的取組のしくみを見直す

【ねらい1】 市内全域の事業者への自主的取組を通じた環境配慮意識
の浸透
(環境配慮書制度の見直し)

【ねらい2】 事業者の負担軽減

- 様式の見直し（チェック式を活用）（環境配慮書制度の見直し）
- 他条例との重複の見直し（環境配慮書制度・環境負荷低減行動計画書制度の見直し）
- 民間EMSの普及による制度の見直し（環境負荷低減行動計画書制度の見直し）

【ねらい3】 環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への更なる支援

- 中小事業所への要件拡大（環境行動事業所制度の見直し）
- 支援内容の拡充

1. 川崎市の現状と課題（地域課題）

2. 今回の審議のねらい

3. 今後の見直しの方向性（全体）

4. 各制度の見直しの考え方

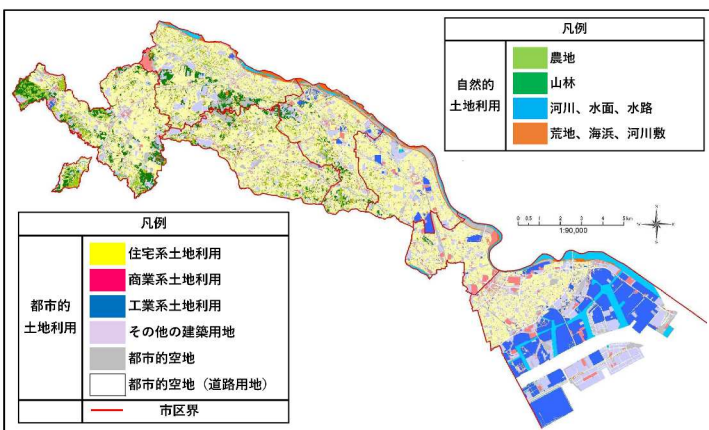
5. 答申案の骨子

6. 今後のスケジュール

1. 地域特性・課題について

地域の特性を踏まえた取組

本市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて本市を分けて、課題を検討

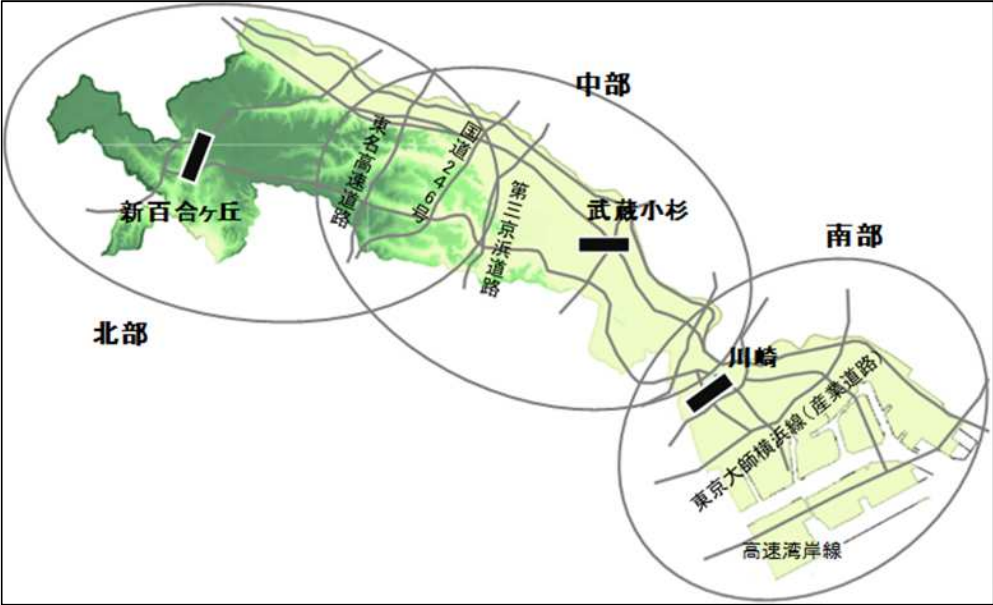


土地利用現況図（令和2（2020年度））
 （出典：本市の土地利用現況 令和2（2020）年度調査結果）

➤ 南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）の3つに分類

地域	主な特性・課題 (大気・水環境計画より)
南部 (臨海部) [川崎区]	- 工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い。 - 発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある。 - 埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している。 - 干潟など特徴のある水辺地が存在している。 - 化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている。
中部 (内陸部) [幸区] [中原区] [高津区]	- 市を横断する幹線道路がある。 - 主要駅周辺の商業系地域では騒音、振動の苦情が多く、また、飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情も多い。 - 下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。 - 河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している。
北部 (丘陵部) [宮前区] [多摩区] [麻生区]	- 飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。 - 雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。 - 飲用井戸が存在している。 - 湧水地など特徴のある水辺地が存在している。

2. 今後の見直しの方向性①



地域特性・課題を踏まえた
事業者の自主的取組
(特に配慮が必要な項目)

市内全域で実践

市民実感(満足度)
の向上

生活環境(大気・
水環境)の保全

地域	特に配慮が必要な項目
南 部 (臨海部) [川崎区]	・ 自動車排ガス ・ 大気汚染 ・ 悪臭 ・ 水質汚濁 ・ 化学物質
中 部 (内陸部) [幸区][中原区][高津区]	・ 騒音・振動 ・ 大気汚染 ・ 悪臭 ・ 水質汚濁
北 部 (丘陵部) [宮前区][多摩区][麻生区]	・ 大気汚染 ・ 悪臭 ・ 水質汚濁 ・ 土壌汚染

3. 他条例との重複感について

地球温暖化対策等の推進に関する条例（地球温暖化対策推進基本計画）

事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

制度概要

- 温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、市が設定した2030年度CO₂削減及び2050年カーボンニュートラルに資する評価項目に係る **3 か年**の計画書・報告書を市へ提出
- 市は評価結果を公表するとともに、評価に応じた支援を実施
- 中小規模事業者向けの簡易版制度も創設

対象者

- 1号：原油換算年1,500kL以上使用する事業者
- 2号：原油換算年1,500kL以上使用する事業所及び当該連鎖化事業加盟者
- 3号：車両100台以上保有する事業者
- 4号：CO₂以外の温室効果ガスを年3,000t- CO₂以上排出する事業者

主な報告内容 (1号・2号)

- 温室効果ガスの排出量の削減目標及びその実績
- エネルギー使用量の原単位の削減目標及びその実績
- 再生可能エネルギー源等の導入状況
- 脱炭素化表明、脱炭素化に資するイノベーションの取組に係る事項
- 地球温暖化の推進への貢献の実施状況

など

➤ 環境負荷低減行動事業所 5 2 事業者 ⇒ 4 8 事業者が対象（R5年度）

3. 他条例との重複感について

廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（一般廃棄物処理基本計画）

事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者制度

	多量排出事業者	準多量排出事業者
制度概要	■事業系一般廃棄物の排出量に基づき毎年4月1日に市が多量排出事業者等を認定 ■事業系一般廃棄物を一定量以上排出する事業者は、自ら所有し、又は占有する建築物等から排出する事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用並びに事業系一般廃棄物の適正な処理に関し、毎年、報告書を作成し、市長に提出	
対象者	1日平均100kg以上又は月平均3t以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者	1日平均30kg以上100kg未満又は月平均0.9t以上3t未満の事業系一般廃棄物を排出する事業者
主な報告内容	次の項目の前年度実績と今年度計画を報告 ■資源化の状況（資源化量・資源化率） （新聞・雑誌、段ボール、紙、厨芥類、空き缶、空き瓶など） ■減量・再生利用等の取組の状況 ■再生品等使用の状況	

➤ 環境負荷低減行動事業所 5 2 事業者 ⇒ 2 1 事業者が対象（R5年度）

3. 他条例との重複感について

他都市の状況

環境配慮に関連する指針

神奈川県：本市同様、公害対策の条例と温暖化対策の条例を別々に制定
横浜市：公害対策と温暖化対策が一緒になった条例（議員提案による脱炭素推進条例も制定）

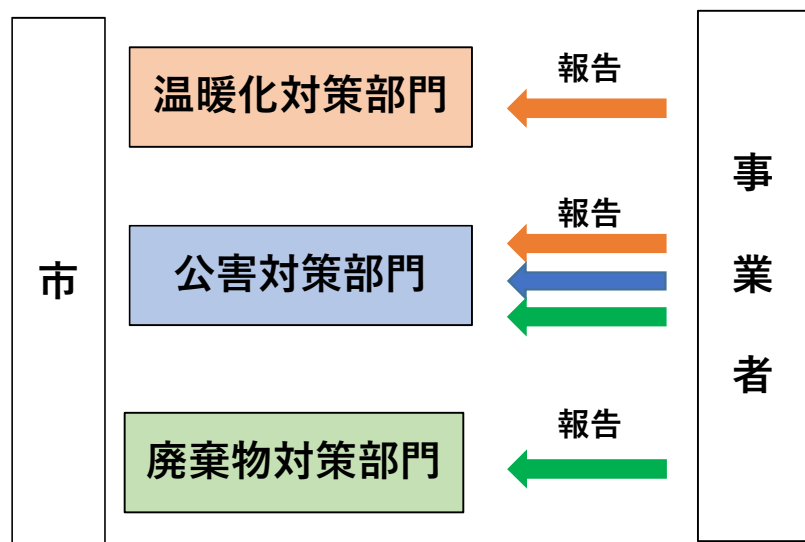
川崎市			神奈川県	横浜市
環境への負荷の低減	環境への負荷の低減に関する指針	第69条	○	○
化学物質の適正管理	化学物質の適正管理に関する指針	第93条	○	○
自動車排出ガスの排出の抑制等	自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針	第107条	× ※1	○
温暖化物質の排出の抑制	温暖化物質の排出抑制に関する指針	第121条	×	○
オゾン層破壊物質の排出防止	オゾン層破壊物質の排出防止に関する指針	第127条	× ※2	× ※2
廃棄物の発生抑制等	廃棄物の発生の抑制及び再生利用等	第70条	×	×
環境の保全に係る組織体制の整備	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針	第72条	○	○

※1 神奈川県は「環境への負荷の低減に関する指針」に自動車使用に係る環境配慮を含む
※2 オゾン層関係については「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」で各自治体対応

➤ 他都市は取組のすみ分けができている

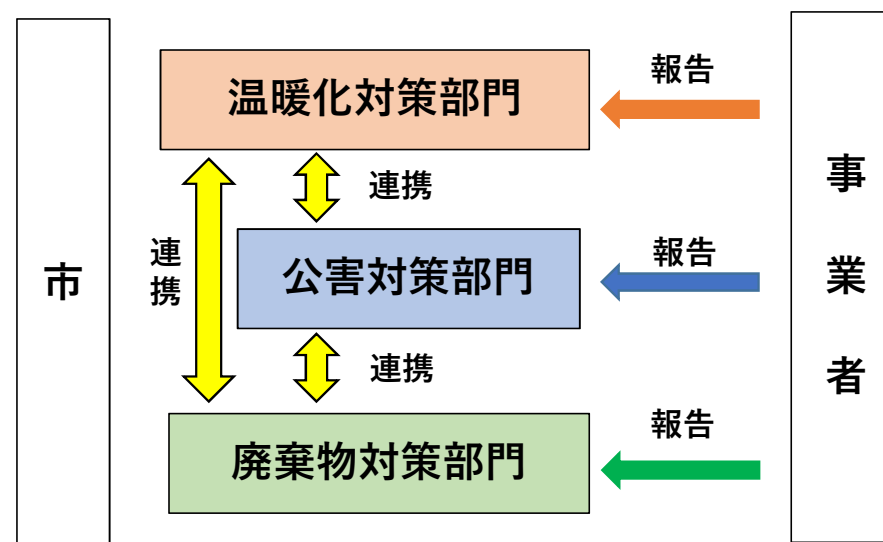
3. 他条例との重複感について

現 状



総合審査制度として、環境配慮書等で温暖化対策や廃棄物関係の情報を収集

見直し後



← 温暖化対策関係 ← 公害対策関係 ← 廃棄物対策関係

- 事業者からは、それぞれの部門に情報を報告してもらう
- 事業者指導や政策検討にあたっては、関係部署が連携して対応する

4. 今後の見直しの方向性②

現 状

環境配慮項目	環境配慮書 (記入式)	環境負荷低減行動計画 (選択・採点方式)
大気汚染	3	32
水質汚濁	5	31
化学物質	6	27
自動車公害	9	25
地球温暖化	8	13
省資源・省エネ	0	69
オゾン層	0	6
廃棄物	11	54
組織体制	7	36
騒音・振動	1	0
その他	1	0
合計	51	293

他条例等と重複

廃止想定在市公害防止条例条項・指針（案）

(温暖化対策関係)
条例：第121条、第126条、第127条
指針：「温暖化物質の排出抑制に関する指針」
「オゾン層破壊物質の排出防止に関する指針」
(廃棄物関係)
条例：第70条

環境配慮項目（案）

典型7公害をもとに項目を検討

- ①大気汚染
③水質汚濁
⑤振動
⑦地盤沈下
- ②悪臭
④騒音
⑥土壤汚染



- ①大気汚染
- ②悪臭
- ③水質汚濁
- ④化学物質
- ⑤自動車排ガス
- ⑥騒音・振動
- ⑦土壤汚染
- ⑧その他

見直しの方向性②

- ・ 他条例との指導のすみ分けを実施（温暖化対策関係、廃棄物関係の条項・指針は廃止）
- ・ 環境配慮項目を典型7公害をもとに設定

28

1. 川崎市の現状と課題（地域課題）

2. 今回の審議のねらい

3. 今後の見直しの方向性（全体）

4. 各制度の見直しの考え方

5. 答申案の骨子

6. 今後のスケジュール

1. 各制度の見直しについて

これまで

規模の大きな事業所を対象とした制度設計

これから

対象外だった中小事業所にも環境配慮の取組を推進

各種制度を連動させた新たなしくみを創出

➤ 環境配慮書制度の見直し

- ◎環境配慮項目を見直し・様式を簡素化
- ⇒設置・変更許可申請の様式とする
- ⇒環境配慮事業所制度(仮)の様式とする

➤ 環境行動事業所制度のリニューアル

- ◎認定要件の拡充⇒**中小事業所へ対象を拡大**
- ◎広報・支援メニューの強化
- ⇒環境副読本や出前授業での紹介（子どももターゲット）

➤ 環境負荷低減行動計画制度の見直し

- ◎川崎市版EMSとして内容を見直す
- ⇒環境行動事業所の認定要件の1つとする

「環境先進都市かわさき」環境シビックプライドの醸成

1. 各制度の見直しについて

変 更 前		変 更 後		ポイント	
■環境配慮書制度（見直し）→許可申請の様式に環境配慮に関する事項追加				・新しい施設の追加・変更など環境に負荷がかかるタイミングで環境配慮について確認 ・チェック式で事業所負担軽減	
・従業員50人以上の指定事業所等が対象 ・設置・変更許可申請時に同時に提出 ・記述式		・設置・変更許可申請書の様式として追加（環境配慮概要書） ・様式の簡易化（チェック式）			
条例上の制度以外にも環境配慮の推進を促す取組も検討 ・【新規】環境配慮事業所制度（仮）・・・環境配慮概要書を活用し、環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所をHPで公表					
■環境負荷低減行動計画書制度（提出義務等の廃止）					
[提出対象] ・一定規模以上の指定事業所……提出義務 ・従業員50人以上の指定事業所…提出は努力義務 ・上記以外の事業所……………対象外		[提出対象要件は撤廃] ・市へ定期的に提出した事業所 →環境行動事業所に認定 （環境行動事業所の申請書式として設定）		認定要件に②・③を加えることで、中小事業所も認定取得可能 自主管理できる事業所の増加	
■環境行動事業所制度（認定要件の拡充）					
[認定要件] ①ISO14001取得（国際管理規格）		[認定要件] ①ISO14001取得（国際管理規格） ②エコアクション21取得（環境省作成） ③川崎市版EMS提出（旧環境負荷低減行動計画書）			

31

2. 市内全域の事業者への自主的取組を通じた環境配慮意識の浸透【ねらい1】

環境配慮書制度の見直しについて

現 状

事業所数 (R5末)			指定事業所 (2800事業所)
	一定規模以上の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	
環境配慮書	提出義務		対象外

- ・ 設置・変更許可申請時に同時に提出
- ・ 記述式

様式の見直し

「環境配慮概要書」

- ・ 記述式からチェック式へ
- ・ 他条例との重複項目の見直し
- ・ 地域別に特に配慮が必要な項目を設置

事業者の負担は軽減

条例上の制度

➤ 設置・変更許可申請の様式に追加

- ❑ 設置・変更許可申請の様式として「環境配慮概要書」を追加
- ❑ 新しい施設の追加・変更など環境に負荷がかかるタイミングで環境配慮の取組について、中小事業所にも確認してもらう機会を創出
- ❑ 環境配慮に取り組む事業所を市内全域に普及

条例上の制度以外の取組

➤ 環境配慮事業所（仮）制度（環境配慮の取組を頑張る事業所の拡大策）

登録方法 ： 「環境配慮概要書」にて、【日常管理】の関連する項目
 全て「実施している」「今後実施予定」と回答した事業所

申請方法 ： 指定事業所からの申請

メリット案： ・ 登録証受領 ・ 市HPで団体名を公表 ・ ロゴ使用

➤ その他環境配慮を拡げるための取組

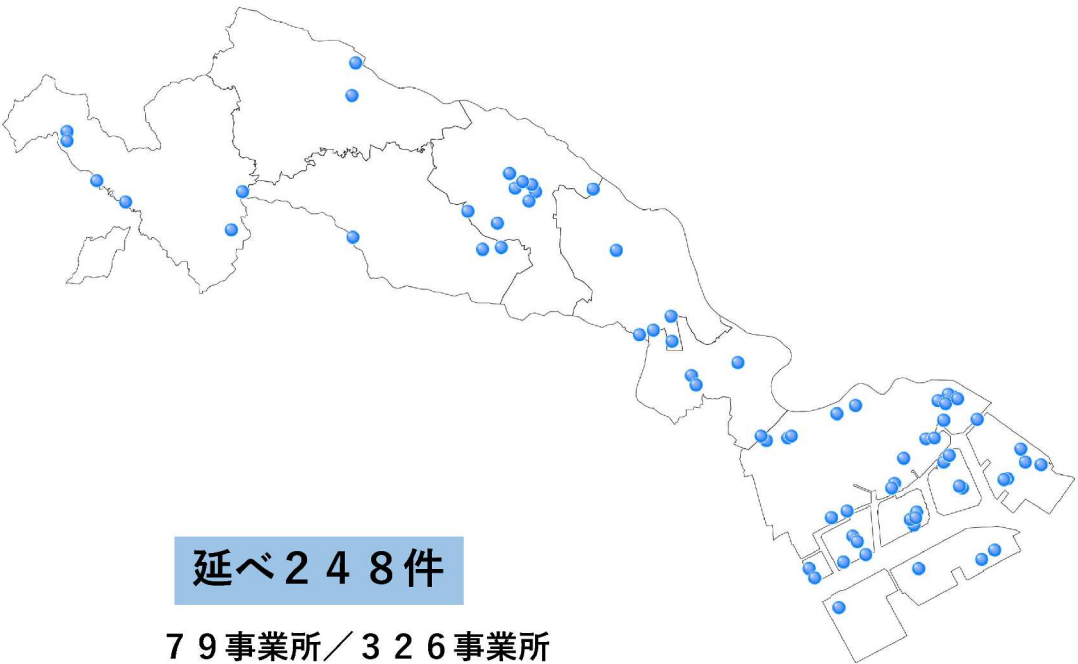
見直し案

- ・ 環境配慮書を「環境配慮概要書」へ見直し
- ・ 「設置・変更許可申請」の様式として活用（環境配慮事業所制度（仮）でも活用）

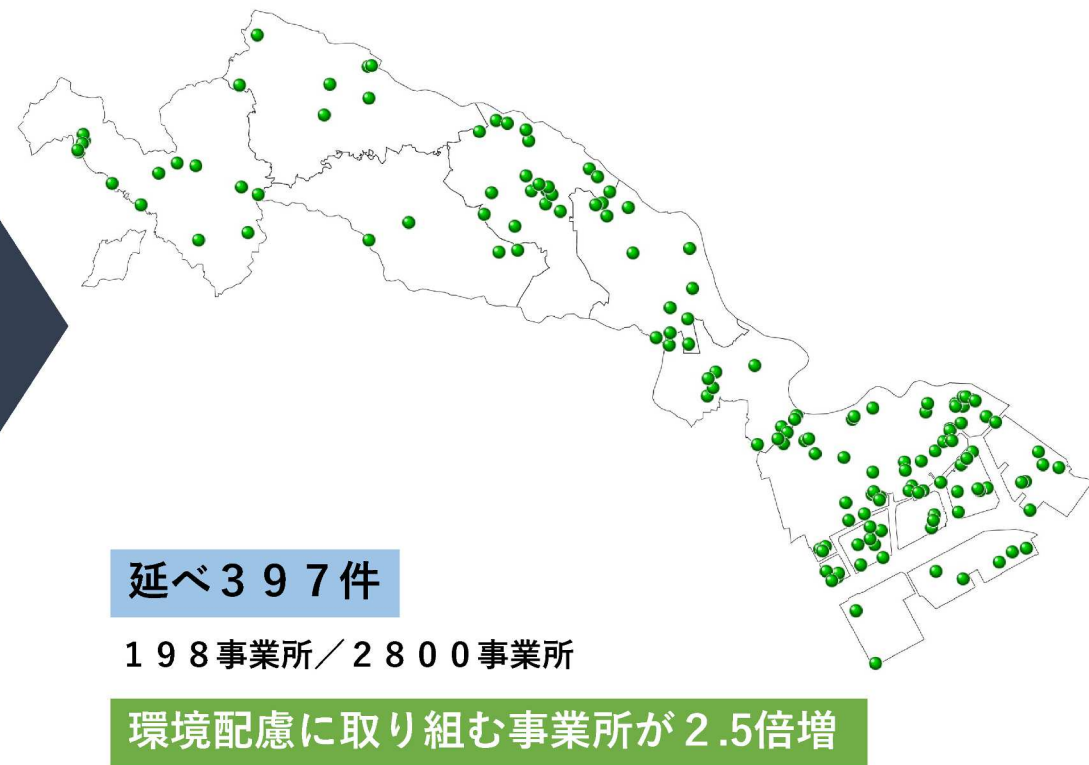
2. 市内全域の事業者への自主的取組を通じた環境配慮意識の浸透【ねらい1】

条例上の制度

環境配慮書を提出した事業所（H31～R5）



設置・変更許可申請の様式として設定した場合

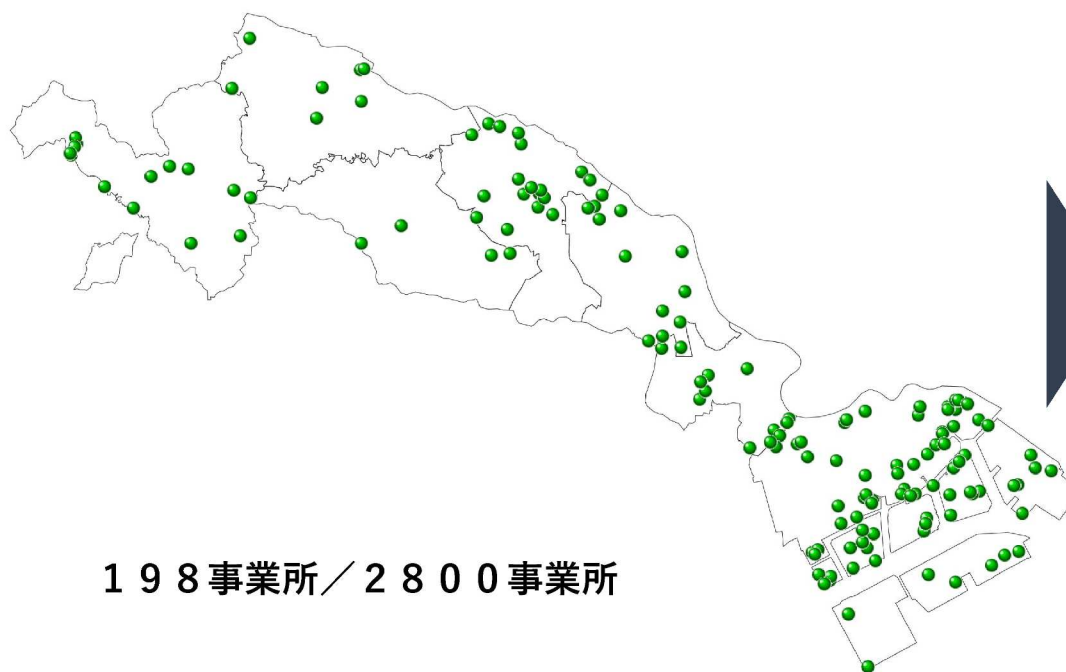


見直し案 設置・変更許可申請の様式として設定し、環境に負荷がかかるタイミングで環境配慮に取り組む機会を創出する

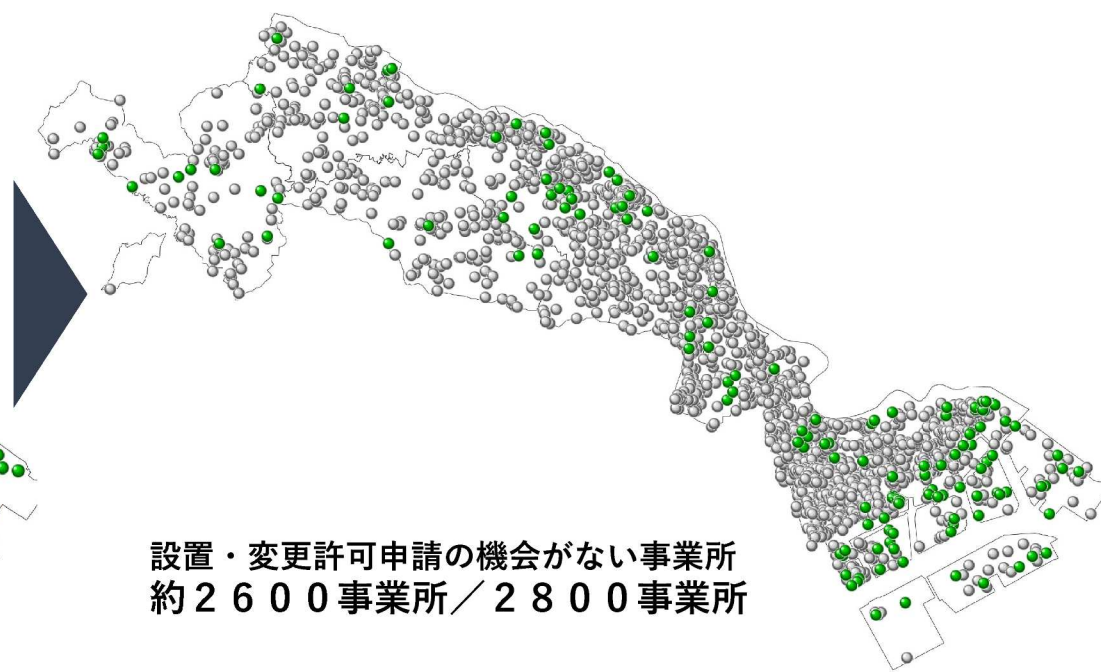
2. 市内全域の事業者への自主的取組を通じた環境配慮意識の浸透【ねらい1】

条例上の制度以外の取組

設置・変更許可申請の様式として設定した場合



環境配慮事業所制度（仮）などの取組の実施



見直し案

環境配慮事業所制度（仮）など条例上の制度以外の様々な取組で、環境配慮に取り組んでもらえるようアプローチしていく

3. 事業者の負担軽減【ねらい2】

環境配慮書制度の様式の見直し（環境配慮概要書）

第〇号様式（1面）

環境への負荷の低減に係る配慮概要書

工夫③

工夫①

工夫②

項目	特に配慮	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	前回届出から変更
大気汚染	全	1	【優れた取組】	より環境性能の高い（空素酸化物の排出が少ない、熱効率が高い）機器の選定	☐	☐	☐	☐	☐
		2	【優れた取組】	無害な又は有害性のより少ない原料や燃料の選択	☐	☐	☐	☐	☐
		3	【優れた取組】	炭化水素系物質の排出抑制に向けた適正な管理体制の構築	☐	☐	☐	☐	☐
		4	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による大気汚染物質の発生防止	☐	☐	☐	☐	☐
		5	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による粉じんの発生防止	☐	☐	☐	☐	☐
悪	全				☐	☐	☐	☐	☐

- 工夫①
- 「日常的に実施してほしいこと」と「優れた取組」の明確化
- 工夫②
- 前回から改善された項目の明確化
- 工夫③
- 地域別（北部・中部・南部）に特に配慮が必要な項目を指定

見直し案

・ 地域別（北部・中部・南部）に特に配慮が必要な項目を指定

・ 記入式からチェック式へ

35

3. 事業者の負担軽減【ねらい2】

民間EMS普及による環境負荷低減行動計画書制度の見直しについて

現 状

事業所数 (R5末)				指定事業所 (2800事業所)
		一定規模以上の事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	
環境負荷低減行動計画書	作成	努力義務		対象外
	提出	義務	任意	対象外

項 目	事業者数
ISO14001取得	33
独自のEMS構築	12
環境報告書公表	2
なし	5
合計	52

- ・ 病院(3事業所)
- ・ ショッピングモール
- ・ 食品工場

経 緯

- ・ 環境マネジメントシステム(EMS) の浸透のため一定規模以上の指定事業所を対象に取組を開始（本市独自の取組）
- ・ ISO14001取得や独自のEMSを構築するなど取組は浸透

事業所の取組状況



見直し案

- ・ 市への提出義務等については、EMSの浸透という制度の目的を果たしたとして終了
- ・ E M S の更なる浸透のため、環境行動事業所制度と連携した制度設計へ

4. 環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への更なる支援【ねらい3】

環境行動事業所制度（自主管理が可能な事業所への支援策）

認証要件：①ISO14001取得（国際管理規格）

②エコアクション21取得（環境省作成）

③川崎市版EMS提出（旧環境負荷低減行動計画書）

※①～③のどれかの要件で申請可能

中小事業所をターゲットに要件拡大

※③を加えた理由

費用的に民間EMSの取得が困難な中小事業所も申請可能な要件を設定

メリット案：・認証受領 ・一部許可申請・届出の免除・市HPで団体名の公表
・入札契約制度の主観評価項目対象（ISO14001・エコアクション21）
・環境副読本や出前授業などでも紹介 ・環境功労者表彰の対象
・ロゴ使用

ほか

見直し案

- ・環境行動事業所の認定要件を拡大⇒エコアクション21・川崎市版EMS
- ・中小事業所も含め指定事業所を応援する機会・内容を拡大

4. 環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への更なる支援【ねらい3】

【参考】支援制度の他都市の状況

	川崎市	神奈川県	横浜市
制 度 名	環境行動事業所	①環境管理事業所 ②優良環境管理事業所	環境管理事業所
認定要件 (EMS)	・ ISO14001	・ ISO14001 ・ エコアクション 21 ・ KESのステップ 2	・ ISO14001
認定期間	3 年間 (ISO14001の認定期間)	① 3 年間 ② 6 年間	3 年間
メリット	・ 市ホームページに認定事業所を掲載 ・ 変更許可申請や届出の一部免除 ・ 「環境配慮書」の提出免除 ・ 「環境負荷低減行動計画」の提出免除 ※ISO14001は、入札契約制度における主観評価項目の「環境への取組」の評価項目	①環境管理事業所 ・ 名称公表 ・ 変更届出手続き免除 ・ 化学物質管理状況報告書の提出免除 ②優良環境管理事業所 ・ 同上 ・ 変更許可手続き免除	・ 変更許可申請や届出の一部免除

➤ 本市は大規模事業所を対象とした制度設計

38



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第41期 定例会 持続可能な社会の実現



KAWASAKI
SDGs
川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています



1. 川崎市の現状と課題（地域課題）

2. 今回の審議のねらい

3. 今後の見直しの方向性（全体）

4. 各制度の見直しの考え方

5. 答申案の骨子

6. 今後のスケジュール

1. 答申案骨子について

答申案骨子

第1章 審議の背景

- 1 川崎市の大気・水環境の現状と課題について
- 2 これまでの取組について
- 3 川崎市大気・水環境計画について

第2章 事業者の自主的取組の現状と課題

- 1 現状の取組状況について
- 2 条例上の制度について
- 3 制度上の課題について

第3章 今後の見直しの全体的な方向性

第4章 各制度の見直しの考え方



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Green For All
KAWASAKI 2024
第41期 企業部会議の取り組み



KAWASAKI
SDGs



1. 川崎市の現状と課題（地域課題）

2. 今回の審議のねらい

3. 今後の見直しの方向性（全体）

4. 各制度の見直しの考え方

5. 答申案の骨子

6. 今後のスケジュール

1. 環境審議会大気や水などの環境保全部会での審議スケジュール

項目		令和6年度										
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会		★ 諮問	議会			議会			議会	★ 答申案 審議	◆ 答申	議会
大気・水環境部会		5/15 ● 第1回			8/2 ● 第2回		10/28 ● 第3回			● 第4回		
	事業者の自主的取組の現状と課題	課題整理 ●										
	今後の見直しの方向性（全体）	素案提示 ●				案提示 ●	案決定 ●					
	各制度の見直しの考え方				素案提示 ●		案提示 ●			案決定 ●		
	その他案件						案提示・決定 ●					
	全体議論・答申案作成				骨子提示 ●		素案提示 ●			案提示・決定 ●		

42

【参考】用語解説①

●事業所

一般家庭の住居以外で、一定の場所を占めて事業活動を行っている場所。営利、非営利又は個人、法人を問いません。果樹園、畜舎、資材置場、店舗、学校、公共施設等が含まれます。共同住宅の管理施設など複数の家庭協働施設として、ごみや污水の共同処理施設、熱供給施設、駐車場等は、それらの共同施設の用に供する部分に限り、事業所として扱います。

●指定事業所

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第2条第7号に「公害を生じさせるおそれがある事業所（臨時的又は仮設的な事業所を除く。）で規則を定める作業（以下「指定作業」という。）を行うもの」としています。（「臨時的又は仮設的な事業所」とは、概ね1年以内）

●自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, NbS）

自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方は、「自然を活用した解決策（Nature-based Solutions, NbS）」と呼ばれています。

IUCN（国際自然保護連合）では、NbSを「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動」と定義しています。

図 (IUCN, 2016)



●環境配慮書制度

従業員50人以上の事業所等が、指定施設の設置又は変更の許可申請時に環境配慮の取組について提出する制度です。

記入式（環境配慮項目：最大51項目）になっており、令和5年度末時点で326事業所が対象になっています。

（対象要件）・常時使用する従業員が50人以上

- ・常時使用する従業員が50人未満で、建築物の床面積が3,000㎡以上又は百貨店もしくはマーケットで店舗面積が1,000㎡以上
- ・温暖化物質配慮特定事業所

【参考】用語解説②

●環境負荷低減行動計画制度

環境配慮書対象事業者が、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、規則で定めるところにより、環境への負荷の低減を図る中長期（5年間）の行動計画の作成を行う制度です。一定規模以上の事業所は市へ提出義務があり、令和5年度末時点で52事業所が対象になっています。選択・採点方式（環境配慮項目：最大293項目）になります。

（対象要件） ・年間使用熱量が84,000,000,000キロジュール以上 ・廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上
・1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上

●環境行動事業所制度

事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を「環境行動事業所」として認定・公表する制度で、ISO14001の認証取得等要件をみたした事業所が対象になっており、最大で3年間の認定期間になっています。

令和5年度末時点で32事業所が認定を受けており、認定を受けると、市ホームページへの掲載、変更許可申請や届出の一部免除、「環境配慮書」「環境負荷低減行動計画書」の提出免除などのメリットがあります。

●環境マネジメントシステム（EMS） 環境省ホームページより

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）といいます。また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。

環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定した[エコアクション2.1](#)や、国際規格の[ISO14001](#)があります。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあります。

【参考】用語説明③

●ISO14001 環境省ホームページより

ISO14001は、環境マネジメントシステムの要求事項を規定しています。Plan-Do-Check-Act（PDCA）という概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組みです。

また、環境ガバナンスを組織の全体的なマネジメントシステムに組み込み、環境マネジメントを事業プロセスや戦略の方向性に統合し、リスク及び機会に効果的に取り組むことができるよう、最高経営層の責任ある関与を求めています。

組織は、ISO14001の要求事項に沿った環境マネジメントシステムを構築し、規格への適合を自己宣言するほか、外部機関による認証・登録を求めることが可能です。外部機関による認証・登録は、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）が認定した認証機関が審査を行います。認証機関及び適合組織は、JABのホームページで公開されています。

●エコアクション21 環境省ホームページより

環境省では、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション21を策定しました。

エコアクション21は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

平成8年(1996)の策定後、平成16年(2004)には、認証・登録制度に活用できるものへと改訂されています。

●KES (Kyoto Environmental Management System Standard)

京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格です。「地球環境問題は人類最大の課題」と、経営のあり方が問われる21世紀の幕開けに、KESは、中小企業をはじめ、あらゆる事業者を対象に「環境改善活動に参画していただく」ことを目的に策定されました。「シンプル」で「低コスト」なKESは、取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、現在は4,000を超える事業者が登録しています。また、各地域とも連携し、全国規模で活動しています。そのため『KES』の名称も冒頭に示した頭文字を取った略号から、現在では固有名词『KES』として使用しています。